## 長崎都市計画地区計画の決定(諫早市決定)

都市計画南諫早ニュータウン地区計画を次のように決定する。

位 置 諫早市小川田	町地内
[	
面 積 約 7.0	h a
下	中層住宅地として良好な居住環境を形成するための制限を定める。 中層住宅地として良好な居住環境を形成するための制限を定めな。  「中層住宅等利用を中心とした集合住宅等利用地区として良好な環境の形成と保全のための制限を中極性をを発える。。  「中国・東京・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

	地区	☑施設の配置 Æ	及び規模	主要区画道路       幅員 8.5m       延長約 500m         一般区画道路       幅員 6.0m       延長約 1,220m         幅員 5.0m       延長約 370m         幅員 4.0m       延長約 90m         通 路 幅員 3.0m       延長約 50m         街区公園 2箇所       面積約 2,600m²
		地区の区分	区分の名称	A 地区 B 地区
			区分の面積	約 5. 6 ha 約 1. 4 ha
地区整備計画	建築物等に関		ヾ面積の敷地	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令第130条の3に定めるもの 3 診療所 4 市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めたもの 5 前各号の建築物に付属するもの 8 / 10
	事項			20/10
	· 块	建築物の建築	築面積の敷地 る割合の最高	5/10(角地緩和・有) 6/10(角地緩和・有)
		建築物の敷地限度	也面積の最低	敷地の最低面積の最低限度は180㎡とする。 敷地の形質の変更を禁止する。 ただし、車庫、地下室、庭園工事、擁壁等の築造並びに 2以上の敷地の併合の場面における、いずれかの敷地の地 盤面までの形質の変更は、この限りではない。

	1	T = 1 =	
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から境界線まで 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から境界線まで
			の距離は下記以上後退させるものとする。
			1 道路境界までの距離は1.0m以上   1 道路境界までの距離は1.0m以上
			2 隣地境界までの距離は0.8m以上かつ、北側宅地   2 隣地境界までの距離は0.8m以上かつ、北側宅地
			との境界については、真北方向、距離で1階は1. との境界については、真北方向、距離で1階は1.
			0m以上、2階は2.0m以上 0m以上、2階は2.0m以上
			ただし、この距離の限度に満たない距離にある建築 ただし、この距離の限度に満たない距離にある建
			物又は建築物の部分が次の各号の一に該当してい 築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当して
			る場合においては、この限りでない。 いる場合においては、この限りでない。
地	建		┃ 1 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。) ┃ 1 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)
	築		に供し、軒の高さが2.3m以下でかつ床面積の合 に供し、軒の高さが2.3m以下でかつ床面積の合
区	物		計が5㎡以内であること。 計が5㎡以内であること。
	等		2 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下であること。 2 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下であること。
整	1:		3 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 3 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が
	関		3m以下であること。 3m以下であること。
備	す	建築物等の高さの最	建築物の高さは地盤面から10m、軒の高さは7mを
	る	高限度	それぞれ超えないこと。
計	事	建築物等の形態又は	1 擁壁等を築造する場合には景観に留意した構造と 1 擁壁等を築造する場合には景観に留意した構造と
_	項	意匠の制限	し、張り出し形状の擁壁は禁止する。 し、張り出し形状の擁壁は禁止する。
画			2 建築物の屋根、外壁又はこれに代わる柱の色彩は、 2 建築物の屋根、外壁又はこれに代わる柱の色彩は、
			刺激的な色を避け、周囲の景観と調和のとれた落ち刺激的な色を避け、周囲の景観と調和のとれた落ち
			着きのある色調とする。 着きのある色調とする。
			3 広告物・看板類は、自己の用に供するものであり、
			かつ、次の要件を満たすもの以外は設置してはなら
			ない。ただし、公共上必要なものについてはこの限
			りではない。
			① ネオンサインまたは点滅灯等を用いないもの。
			② 刺激的な色彩または装飾を使用せず、周囲の美観風
			致に配慮したもの
			4 3階部分の床面積は、建築面積の2分の1以下とす
			る。
	L	1	

地区整備計画	建築物等に関する事項	かき又はさくの構造の制限	2	道路に面する部分の遮蔽は生け垣とし、その他の 敷地境界に面する部分は、生け垣又は70cm以下 の化粧を施した基礎の上に透視可能なフェンス等 とする。 道路に面する部分の玄関構造物は、当該道路境界 より50cm以上後退した門扉、門柱またはこれに 付随する門の袖とし、各敷地毎に5m以内の幅と する。また、門扉等は、敷地境界線を超えて開放 できない構造とする。	
備		考			

「区域は計画図表示のとおり」